

横浜市会における障害者への対応に伴う
横浜市会会議規則の一部改正等について
(関連規定改正案・該当部分の抜粋)

1 「横浜市会会議規則」の一部改正案

第 13 章 規律

(品位の保持)

第 102 条 議員は、市会の品位を重んじなければならない。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第 102 条の 2 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念にのっとり、議場において合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うものとする。

(議場内への帽子、コート等の着用又は携帯禁止)

第 104 条 議場には、帽子、コート、マフラー、~~つえ~~、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 「横浜市会傍聴規則」の一部改正案

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第 11 条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念にのっとり、会議を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(議長のとる臨機の処置)

第 ~~11~~12 条 この規則に規定しないものであっても議長が必要と認めたときは、臨機の処置をとることができる。

3 「横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱」
の一部改正案

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第 12 条 委員長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念にのっとり、委員会の局別審査について一般傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(臨機の処置)

第 ~~12~~13 条 委員長は必要があると認めるときは、この要綱に規定しないものであっても、臨機の処置をとることができる。